

令和 2 年第 4 回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月8日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について	6
議案第 2 号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について	9
議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	10
議案第 4 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	12
議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	13
議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	15
議案第12号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	17
議案第13号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	20

議案第14号	小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	23
議案第15号	岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	24
議案第16号	岩泉町B&G海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	26
議案第17号	岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	29
議案第5号	令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）	30
	農林水産課長の発言	37
	政策推進課長の発言	41
	農林水産課長の発言	61
議案第6号	令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	63
議案第7号	令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	65
議案第8号	令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	67
議案第9号	令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）	70
	閉会の宣告	76
	署名	79

令和 2 年第 4 回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 1 2 月 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 1 2 月 8 日 午 後 3 時 2 9 分				
出席及び欠席委員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委員長	林 崎 寛次郎	副委員長	三田地 久 志
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	副主幹兼 議事係長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	三 浦 英 二	政策推進課長	三 上 久 人
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

令和 2 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令 和 2 年 1 2 月 8 日 (火 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1. 開 会

2. 委 員 長 の 互 選

3. 委 員 長 の 挨拶

4. 副 委 員 長 の 互 選

5. 付 議 事 件

(1) 議案第 1 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について

(2) 議案第 2 号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について

(3) 議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第 4 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

(5) 議案第 10 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(6) 議案第 11 号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(7) 議案第 12 号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(8) 議案第 13 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(9) 議案第 14 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

ついて

- (10) 議案第15号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (11) 議案第16号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (12) 議案第17号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (13) 議案第5号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）
- (14) 議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (17) 議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、6番、林崎竟次郎委員を指名します。

林崎竟次郎委員長と委員長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（林崎竟次郎君） おはようございます。ただいまご指名いただきました林崎竟次郎でございます。不慣れではございますが、全力集中で臨みます。よろしく願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（林崎竟次郎君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、5番、三田地久志委員を指名します。

◎議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に
関する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてを説明いたします。

令和2年12月12日に公職選挙法の一部改正が施行されることに伴い、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成を公営、つまり公費負担することができるようになりますことから、本町におきましても条例を制定し、選挙運動の公営を実施しようとするものであります。

別紙をお開き願います。第1条でございます。条例の趣旨を規定しております。

第2条でございますが、選挙運動用自動車の使用の公営でございます。候補者は6万4,500円に選挙運動日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用できることを規定しております。ただし、公職選挙法の規定により、いわゆる供託物が没収された候補者は無料で使用できないことになるものでございます。

第3条ですが、選挙運動用自動車を無料で使用しようとする候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者と有償契約を締結いたしまして、町選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

2ページでございます。第4条では、選挙運動用自動車の使用の契約の種類ごとの公費負担限度額及び支払い手続について規定しております。第1号では、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合でございますが、1日当たり6万4,500円が限度額となります。

第2号、アでございますが、自動車の借入れ契約、レンタル料でございますが、この場合ですと1日当たり1万5,800円、イでは選挙運動用自動車の燃料供給契約の場合ですが、1日当たり

7,560円と規定してございます。

3ページのウでございますが、運転手との雇用契約の場合、1日当たり1万2,500円となるものでございます。

いずれも支払い手続につきましては、当該業者等からの請求に基づき町が直接業者等に支払うものでございます。

第5条につきましては、一般運送契約と一般運送契約以外の契約の両方を同一の日に締結した場合でございますけれども、候補者の指定する一方の契約のみが締結されているとみなすものであることを規定してございます。

第6条、選挙運動用ビラの作成の公営でございます。候補者は、第8条に規定する作成単価の限度額7円51銭、これにビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で無料でビラを作成できる旨を規定しているものでございます。

第7条では、ビラを無料で作成しようとする候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結いたしまして、選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定してございます。

第8条でございます。ビラ作成の公費負担額及び支払い手続について定めております。1枚当たりの作成単価の限度額は7円51銭、作成限度枚数は公職選挙法等に定められた頒布の限度枚数と同様、町議選では1,600枚、町長選では5,000枚ということになります。支払い手続につきましては、自動車の使用と同様に町が業者に対して直接支払うものとなります。

第9条でございますが、選挙運動用ポスター作成の公営でございます。候補者は、第11条に規定をします525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができるものでございます。

第10条で、ポスターを無料で作成しようとする候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定してございます。

第11条では、ポスター作成の公費負担額及び支払い手続を規定するものでございます。1枚当たりの作成単価の限度額は、先ほど申し上げましたとおり525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額となります。作成枚数の限度額は、ポスター掲示場の数と同数になります。この支払い手続につきましても、自動車の使用及びビラの作成と同様に町が業者に対して直接支払うものでございます。

第12条におきましては、選挙管理委員会への委任事項を規定するものでございます。

附則で第1項で本条例の施行期日につきまして、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日と同日の令和2年12月12日といたしまして、第2項では本条例が適用される選挙として本条例の施行日以降にその期日を告示される町議会議員及び町長の選挙とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨を申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようにご協力願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭をお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、畠山君。

○委員（畠山昌典君） おはようございます。

ちょっと確認なのですが、このビラとかポスターの作成には準備期間というか、あると思うのですが、告示日の何日前から準備していいとか、契約していいとか、そういったものはあるのでしょうか。

○総務課長（三浦英二君） 石黒総務文書室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 石黒室長。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えします。

事前の準備につきましては、事前運動に触れない限り特に規定はありません。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について

て

○委員長（林崎竟次郎君） 次に、議案第2号 岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。

まず、条例の制定目的でございますけれども、岩泉町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、この条例を設けるものでございますが、事業実施に伴いまして設置いたします基金の原資、財源として国の地方創生臨時交付金を充当することを目的に条例制定をしようとするものでございます。なお、この補助金でございますが、本年度の借入れから3年間を対象としておりまして、その期間中の補助を行おうとするものでございます。

それでは、議案の1ページを御覧いただきたいと思えます。まず、第1条、設置のところでは、ここに設置目的等を規定しておりまして、補助金交付要綱に基づく融資に伴う利子補給に要する経費の原資に充てるため基金を設置する旨を規定しております。

第2条、積立てのところですが、基金として積み立てる額は、一般会計予算で定めるものとしておりまして、本定例会で本日になりますが、この後補正予算について計上しておりまして、ご審議をお願いしたいというふうに思っております。

第3条、管理の部分ですが、第1項では基金の属する現金は金融機関への預金等で保管することを、第2項では必要に応じまして有価証券に代えることができることをそれぞれ規定しているところでございます。

第4条の運用益金の処理でございますけれども、運用から生じます収益、預金利息等につきましては予算に計上し、基金に繰り入れる旨を規定しております。

次に、第5条繰替え運用でございますけれども、基金に属する現金を歳計現金に振り替えて運用することができる旨を規定しております。

第6条、1ページから2ページにまたがりましてけれども、処分について規定をしております。基金の設置目的のために現金を処分して使用する場合を規定してございます。

第7条、補足でございますが、条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項につきましては、町長が別に定めるものとしております。

附則になります、第1項ですが、本条例は公布の日から施行する。

第2項におきましては、条例の終期を規定しておりますが、記載のように令和7年3月31日ということで終期を規定しております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審査方よろしくお願ひいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 席替えをお願いします。

◎議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中川会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） それでは、議案第3号でございます。今回の改正内容につきまして、別紙の参考資料で説明をさせていただきます。

改正の概要でございます。今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日に施行され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準についての所要の整備等が行われることに伴い改正とするものです。

背景といたしましては、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く方を応援し、働き方改革を後押しする観点から、平成30年度法制改正において、令和3年度以降の個人所得課税の見直しが行われております。

具体的には、基礎控除を10万円増額し、給与所得控除及び公的年金等控除から同額を減額するもので、この見直しに伴って条例を改正するものです。

改正の内容でございます。法令の改正によって、国民健康保険税の減額に不利益を生じないよう、次の2点を改正するものでございます。第142条です。この条文は、所得が少ない世帯に対する被保険者均等割額、世帯別平等割額の減額の規定でございます。減額の判定基準所得に基礎控除と同額の33万円を用いていることから、法改正に合わせて43万円に10万円を引き上げるものでございます。また、給与、公的年金等の控除の改正に伴い、世帯内に一定額以上の給与、年金所得者が2人以上いる場合、2人目以降の分として、1人当たり10万円を加算する調整を行う旨を規定するものでございます。

附則第19条です。65歳以上の者の公的年金等に係る所得を有する者に対する減額の特例及び読替え規定で法令改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

施行日でございます。今回の改正については、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分以後の国民健康保険税に適用するものでございます。

なお、所得等の算定及び減額判定の変更内容につきましては、裏面に具体例を記載しておりますので、参考に御覧いただきたいと思っております。

以上が今回の改正内容となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） 次に入ります。議案第4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第4号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。具体的には、第1条で町税外収入金の延滞金の徴収に関する条例、第2条で介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例、この3本の条例におきまして、附則で規定をして運用しております延滞金の割合の特例を定めた条文の文言の改正でございます。3本の条例とも同様の改正内容となるものでございます。

次のページ、参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。「特例基準割合」という文言でございますが、これを「延滞金特例基準割合」に改正するものでございます。通常ですと、町の税外収入金の徴収に係る延滞金でございますが、期限1か月以内は利率7.3%、1か月経過後は利率14.6%を適用しているわけでございますけれども、附則で延滞金の割合の特例としまして、現実的な市中金利、これの実勢等に応じた割合ということで適用されているわけでございますが、

令和2年の場合、今年の場合でございますと、1か月以内の場合は2.6%、1か月経過後は8.9%の利率を特例基準割合として適用しているという実態でございます。このたび地方税法及び租税特別措置法が一部改正されたことに伴いまして、この「特例基準割合」という文言が「延滞金特例基準割合」に改正されましたことから、これを引用しております本町の3本の条例を一部改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表の2ページは介護保険条例、3ページは後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます、改正の内容はいずれも同様でございます。

ご審査方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第10号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第 10 号を説明する前に、指定管理者の指定に関する議案を 8 件提案させていただいていることから、最初に説明する私のほうから当町の指定管理者制度の経過についてご説明申し上げます。

公の施設の指定管理者における管理につきましては、平成 18 年度から制度導入し、3 年ごとの指定管理者とし、運用してまいりましたが、令和 2 年度をもって第 5 期が終了いたします。このたび令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で指定管理期間とする第 6 期の指定管理を行うに当たり、その指定管理者の指定に関し議決を求めるものであります。

今回指定管理期間を 3 年から 5 年に見直しをしております。これは、指定管理者が中期的な経営計画の策定が可能となり、安定的な経営並びに雇用の確保に寄与するものと判断したところによるものです。

指定管理者の選定に当たりましては、11 月 5 日に選定委員会を開催いたしまして、事業計画の評価等に基づき指定管理者としての候補者の決定を行い、今回ご提案申し上げますものであります。

なお、本定例会において議決を得ましたら、指定管理者と協議の上、指定管理に係る基本協定を締結する予定となっております。

それでは、議案第 10 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

まず、管理を行わせる施設は岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター、大川デイサービスであります。3 施設を 1 事業として指定管理するものでございます。

指定管理者は、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、町内の事業者に限定した公募制とし、応募者は 1 事業者のみでございました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 10 号について質疑を行います。質疑はありますか。

12 番、三田地君。

○委員（三田地泰正君） 今世の中では、なかなかそれぞれの職場で人材確保が難しいような状況に聞いているのですが、今回の指定管理をするそれぞれ3つのセンターの張りつく構成員は何人を予定しているのかお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

社会福祉協議会さんの分の今回申請いただいた職員の人数の内訳ということでのご回答で適切かと思いますが、全体で申し上げますと20名になります。内訳で申し上げますと、岩泉町高齢者生活福祉センターのほうは11名、小川デイサービスセンターが5名、大川デイサービスセンターが4名の合計20名の職員体制となっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議

決を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第11号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第 11 号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、管理を行わせる施設は岩泉町障がい者グループホームとなります。指定管理者は、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、町内の事業者に限定した公募制とし、応募者は 1 事業者のみでございました。

以上でございます。審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 11 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、八重樫君。

○委員（八重樫龍介君） 1 点お伺いします。

今の入所状況はどうなっているのか、お願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 男性 4 名、女性 5 名、計 9 名の方が入所しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 4 番。

○委員（八重樫龍介君） 男性 4 名、女性 5 名で、空きはある状態かお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 空きは、男性のところ 1 名のみの空きとなっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 八重樫君。

○委員（八重樫龍介君） 大変難しい事案とは思いますが、空きがあるということはその分不利益を被っているということでございます。この入所を募集するようなことは行っているのか、働きかけを行っているのか、対象者はいると思うのですが、お伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 入所に当たりましての募集につきましては、これまでも指定管理者となっておりました岩泉町社会福祉協議会において常々行っております。おかげさまでここ数年のところであれば、今現在が最大のところとなっております。なお、もちろん空きがまだある

ということですので、こちらのほうからも、町からも空きを埋めるべく経営に関するところで、努力をしていただく旨は伝えているところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 11 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第 12 号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第 12 号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第 12 号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて説明をさせていただきます。

議案を御覧いただきたいと思います。管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、名称はふれあいランド岩泉、住所は岩泉町乙茂字大向地内となります。

次に、指定管理者でございますが、住所が岩泉町乙茂字乙茂 90 番地 1、氏名でございますが、岩泉ホールディングス株式会社となります。

次に、指定期間でございますが、始期が令和3年の4月1日から、終期が令和8年3月31日までの5年間となります。

補足事項になりますけれども、この指定管理者の選定に当たりましては、町内の事業所に限定した公募制としまして、取り進めたところでございますけれども、結果、応募者につきましては1事業者のみでございました。

また、平成28年台風10号で被災をいたしましたふれあいらんどが多目的広場とパークゴルフ場につきましては、被災しまして使用不可能ということになっておりますので、今回の管理対象施設には入っておりませんが、こちらのほうは再整備の状況などを見ながら、管理対象になるかどうか、管理者のほうと協議、調整をしていきたいというふうに考えております。

以上が説明となります。

それでは、ご審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） 今説明ありました。台風で被災している施設については、これは今回はこのふれあいらんどの中の施設の中には入っていないということですが、そうしますとこの5か年、補正予算を見ますと7,300万円ほどの債務負担組んでおりますけれども、これはずっと今の施設のままの限度額を組んでいるものでしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長から。

○委員長（林崎竟次郎君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

今回補正でお願いしております債務負担行為の額につきましては、先ほど課長が申しあげましたとおり多目的広場、それからパークゴルフ場については含めていない金額での積算となっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） そうしますと、これから先のことですので、どうなるかではありますが、これが整備されるということかなと思います。そうしますと、この5か年という、今回長くなっておりますので、これらがもし整備になったときはどのようにするおつもりでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

先ほど冒頭の説明でも申し上げましたが、整備の状況を見ながら指定管理者のほうと協議、調整をしていくということはそのとおりでございます。

あと指定管理料のほうにも関連してくるわけでございますが、仮に今回設定した額より増えるような場合には、債務負担行為の補正のほうを組んで対応させていただきたいと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） この債務負担行為の補正はできますか、後年度で。お願いします。

○総務課長（三浦英二君） 財政管財室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） 債務負担行為の補正につきましては、最終年度は補正はできませんけれども、その前の年までは補正が可能となっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） 今の件です。債務負担行為、現時点で限度額を決めてご提案しているわけですね。それがどんどん毎年変わっていくというのは、趣旨からいってできますか。どんどん今現在この5か年の中で7,000万円なら7,000万円の範囲でやりますとご提案するわけです。先にどんどん高くなっていくといっても、それをその都度変えるということはちょっと私理解できないのですけれども、よろしいでしょうか。

○総務課長（三浦英二君） 三上財政管財室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） 債務負担行為の補正と答弁させていただきましたが、補正の提案の方法といたしましては、債務負担行為の追加という形で改めて債務負担行為を起こすような形でご審査、ご審議いただきまして進めていく形となります。ですので、補正の提案としましては債務負担行為の補正となりますけれども、追加する形となりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） それだったら分かりますが、そうしますとその時点で、変わる時点で新たにこれを債務負担を組むということですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員（畠山和英君） 了解です。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで質疑を終わります。

これから議案第 12 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 13 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第 13 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第 13 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて説明をさせていただきます。

まず最初に、管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますけれども、様式の順番で説明をさせていただきます。

道の駅いわいずみ地域振興施設、岩泉町乙茂字乙茂 90 番地 1。2 目が道の駅三田貝分校地域振興施設、岩泉町門字三田貝 47 番地 2。

2 番の指定管理者でございますけれども、住所が岩泉町乙茂字乙茂 90 番地 1、氏名が岩泉ホールディングス株式会社となります。

次に、指定期間でございますが、始期が令和3年4月1日から、終期が令和8年3月31日までの5年間となります。

補足事項になりますけれども、この指定管理者の選定に当たりましては、本件につきましては公募によらないものとなっておりますが、これは平成22年旧産業開発時代から道の駅の運営を受託してきた実績があるほか、指定管理者に移行した平成29年以降も指定管理者として良好に施設を運営するなどノウハウと実績を有していたことから、公募によらず選定したものでございます。

以上でございます。ご審査方よろしくお願いをいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありますか。

2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） この施設の名称の地域振興施設ですけれども、これは具体的にどういう施設かご説明いただければと思います。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 工藤総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（工藤健二君） 大変遅くなってすみません。ちょっと条例を、手元になかったもので、大変失礼いたしました。

振興施設は、いわゆる地場産品販売施設とか食堂施設とか、情報提供施設とか多目的ホールとか、条例のほうにはそういった規定をされております。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） 条例はそうなのですが、具体的に乙茂の施設はどこだとか、あるいは三田貝はあそこの施設大体みんな分かっているかと思しますので、どこの部分かご説明ください。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この2つの道の駅の施設の範囲といいますか、それにつきましては指定管理の仕様書というものでそれぞれ規定をしております。具体的に申し上げますと、道の駅いわずみにつきましては、物販の部分の施設、あとは食堂、情報影響の施設、多目的ホール、交流スペースとなっております。一方の三田貝分校のほうですけれども、こちらも産直のほう、あとは食堂の部分、あとは情報提供の施設というふうな区分となっております。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） 食堂、物販施設は公の施設になりますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 物販と食堂のスペースでございますか、そちらのほうも平成29年に道の駅の地域振興施設条例ということで制定をさせていただきましたが、その中で位置づけられておりますので、公の施設というふうに捉えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） あとここのところで、ちょっと私の間違いかも分かりませんが、これは債務負担は組まれていないのですが、これはどんな感じになるのですか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 工藤総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（工藤健二君） 道の駅につきましては、指定管理料がゼロでございます。そのため予算のほうの計上はないということで、債務負担の設定もないということでございます。いわゆる利用料金制で行っていると。自分たちの商売といいますか、それで十二分ペイできるということで指定管理料はゼロということでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第 14 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求
めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第 14 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決
を求めることについてを議題といたします。

委員会条例第 16 条の規定によって、8 番、三田地和彦君の退席を求めます。

〔8 番 三田地和彦君退席〕

○委員長（林崎竟次郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第 14 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者
の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

まず、管理を行わせる施設は、通称、愛土館となりますが、小本地域資源利活用施設となりま
す。

指定管理者は、小本浜漁業協同組合、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
でございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、震災被災地域の住民のコミュニティーの活性化と
漁業資源の利活用のため、非公募として同地区の小本浜漁業協同組合を選定したものでございま
す。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 14 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 14 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、8 番、三田地和彦君の入場を求めます。

〔8 番 三田地和彦君復席〕

○委員長（林崎竟次郎君） 始めます。

◎議案第 15 号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決
を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第 15 号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し
議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木危機管理監兼危機管理課長。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、私のほうから議案第 15 号 岩泉町小成
津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

それでは、議案を御覧いただきたいと思います。まず、管理を行わせる施設は岩泉町小成津波
防災センターとなります。

指定管理者は、小成自治会、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででござい
ます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、非公募としまして、現指定管理者であり、そして
また施設の所在する地元自治会を選定したものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 15 号について質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、畠山君。

○委員（畠山昌典君） それでは、この施設、どのような施設なのか、そしてどのような用途で使
われているのかをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

当該施設でございますけれども、平成 28 年 3 月に完成いたしまして、平成 28 年度から 2 期にわたりまして指定管理ということでお願いしているところでございます。施設につきましては、地域コミュニティの自治会使用の部分と、それからもう一点、消防屯所第 7 分団併設しております、もう一点は有事の際は指定避難所という部分でも活用させていただいておりますし、そしてまた防災資機材、この部分についても一部備蓄させていただいております。そういった施設でございます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 1 番、畠山君。

○委員（畠山昌典君） 分かりました。そうすると、そういった施設というのは町内にも何か所かあると思うのですが、なぜ小成だけがそういったものになったのか、指定管理させるような施設になったのか、その辺はどうでしょうか。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） 佐々木防災対策室長、答弁。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木防災対策室長。

○防災対策室長（佐々木久幸君） それでは、施設経過につきましての質問にお答えしたいと思います。

東日本大震災の津波におきまして、その後地域等の部分と危険度調査及び安心安全なまちづくりの計画というものの策定を進めました。その際に、防災拠点としてまず小本の津波防災センターの選定、そしてその中でやはり茂師、小成地区からお話が出ましたが、小成地区におきまして津波孤立の可能性があるということで、2 拠点の防災センター化というところが一つありまして、ちょうど小成の防災センターがコミュニティセンターを廃止し、その跡地を使っているわけなのですけれども、ちょうど老朽化もございましたので、その施設の部分に新たに町の防災センターをつくったということで、小本は 2 拠点の部分で行っているという形になります。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 1 番、畠山君。

○委員（畠山昌典君） そうすると、今後そういった老朽化している施設と同じような施設にするとなった場合に、何とか防災センターというふうな形で整備していくのかどうか伺います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えします。

先ほど防災対策室長のほうから本施設の建設経緯等のお話ございました。まさに平成 23 年東日本大震災の津波防災の 2 拠点化という部分の施設の設置経緯がございます。今後のこれら類似した施設の部分につきましては、やはり大震災の部分と違う部分がございますので、検討等はしていかなければならないとは思いますが、今後施設設置につきましてはちょっと難しいのかなど、このように思っております。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで質疑を終わります。

これから議案第 15 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第 16 号 岩泉町 B & G 海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第 16 号 岩泉町 B & G 海洋センター、岩泉町山村広場、岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、議案第 16 号 岩泉町 B & G 海洋センター、岩泉町山村広場、

岩泉町レクリエーション広場及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧願いたいと思います。管理を行わせる施設は、1つ目が岩泉町B&G海洋センター、2つ目が岩泉町山村広場、これは岩泉球場となります。3つ目が岩泉町レクリエーション広場、これはB&G海洋センターの東側にある広場の部分でございます。4つ目が岩泉町屋内多目的運動場となり、4施設を1事業として指定管理するものでございます。

指定管理者は、特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センター、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、町内の事業者に限定した公募制とし、応募者は1事業者のみでございました。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） この施設ごとの大体の管理者というか、どんな人を配置しているか、人数等を教えていただければと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 少々お待ちください。申し訳ありません。

こちらのほうは、NPO法人のぱあとなあ、この特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センターのほうで体育部門のほうを担っている部分になりますけれども、こちらのほう、体育施設ということで、9人ということでの配置にはなっております。海洋センターのほうに常時スポーツ指導員が2人おりますし、事務員が1人、施設管理が1人ございます。あと山村広場、これ野球場のほうですけれども、こちらのほうは管理人が3人ございます。レクリエーション広場、これは先ほど説明しましたとおりB&Gの横になっていますので、特にはそこに専従でというのはございません。屋内多目的運動場ですが、こちらのほうは龍ちゃんドームに2人配置のほうはなりました。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） それから、今度は山村広場、今野球場というご説明ありました。前も触れたような気はしますが、この山村広場、分かりやすく野球場と条例改正とかしたほうが良いような気はしますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） この山村広場、「岩泉球場」と呼んでおりますけれども、こちらの名称につきましては2年前にお話をいただきまして、その際にもともとが整備するときの補助の関係で条例のほうが「山村広場」ということで設置してございます。もうかなり年数もたってきておまして、皆さんには岩泉球場ということで知られておりますので、こちらのほう、そろそろ料金のほうとかもだんだんに改定も考えていかなければならない段階に入ってきているのかなと思いますので、その際に名称変更のみの条例改正というよりは、利用料とかそういったものの改定も含めた条例改正が上がる際には名称のほうの変更を考えていきたいなと思ってございました。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、畠山君。

○委員（畠山和英君） 考え方でしょうけれども、今回この条例提案する前に併せて改定とか、それもいいのかと思います。その料金を改定する、この名称含めて、それら含めて今後検討するという事です。それは、いつ頃やるのですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 教育次長。

○教育次長（三上義重君） ちょうど現在行革のほうを進めてございますが、その中で負担の部分に関して、利用料等の見直しでございますので、その検討も含めて、その際に、例えば今現在岩泉球場の横のサブグラウンドでございますが、そちらのほうも条例上は料金のほうは設定してございませんでしたので、その辺も含めまして、名称等も併せて改正のときにまたご審議いただきたいと思ってございました。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 17 号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し
議決を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 次に、議案第 17 号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、議案第 17 号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧願いたいと思います。管理を行わせる施設は岩泉町民会館、岩泉町立図書館となり、2施設を1事業として指定管理するものでございます。

指定管理者は、特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センター、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、町内の事業者に限定した公募制としまして、応募者は1事業者のみでございました。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 17 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 17 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第 5 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第 5 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第 5 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、各事業の進捗や社会状況の変化に伴います緊急かつやむを得ない特別な事情に限り追加の予算を計上したところでございます。また、事業費の確定見込みに伴います予算の減額につきましても併せて行ってございます。

それでは、歳出から主なものを説明させていただきます。14 ページをお開き願います。2 款 1 項 10 目諸費、18 節に三陸鉄道運行支援交付金市町村負担金 458 万 1,000 円を追加してございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営に影響を受けております三陸鉄道株式会社に対して岩手県と沿線市町村が協調をし、三陸鉄道の運行維持に要する費用を支援する事業でございます。後ほど補正予算新規事業等概要によりまして、担当課長からご説明を申し上げます。

次に、15 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、19 節で自立支援給付費 2,970 万 5,000 円を増額計上しております。これは、生活介護や自律訓練などの項目で利用者数等が増加したことが主な要因でございます。同じく 19 節には福祉灯油助成 375 万円を追加しております。これは高齢者世帯等の冬期間における経済的負担の軽減を目的に実施してきている事業でございまして、750 世帯分の給付を見込んでございます。

16 ページでございます。3 款 2 項 3 目児童福祉施設費、17 節にこども園感染予防対策用備品購入 234 万 7,000 円を追加してございます。新たに国庫補助事業を導入して行う事業でございまし

て、登園の際に園児やご家族の発熱を検知するサーマルカメラ等の備品を購入する事業でございます。

次に、17 ページをお開き願います。5 款 1 項 3 目農業振興費、12 節に畑わさび大規模団地化圃場整備事業委託料 200 万円を追加しております。これは、大牛内地区の防風林を活用し、畑わさびの大規模団地化を推進するために圃場整備に係る間伐等の初期作業を行う事業でございます。事業概要につきましては、後ほど担当課からご説明を申し上げます。

次に、18 ページをお開き願います。5 款 2 項 4 目町有林造成事業費、12 節の町有林造成事業委託料で 2,900 万円を減額補正しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、合板工場等での原木受入れが困難となったことに伴い、国、県と協議の上、搬出間伐の実施を見送ることにしたことによる減でございます。

次に、19 ページをお開き願います。6 款 1 項 2 目商工鉱業振興費、24 節に新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金 1,573 万 5,000 円を追加しております。これは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を導入して行う事業でございます。令和 3 年度以降の利子補給補助金に係る原資を基金へ積み立てるものでございます。

次に、4 目観光施設費、12 節にふれあいらんど岩泉指定管理料 241 万円を増額計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、町有施設で実施した臨時休業等の影響によりまして、当初予定しておりましたふれあいらんど岩泉の利用料金が減少していることに伴い、指定管理料の増額を行うものでございます。

次に、20 ページをお開き願います。7 款 2 項 3 目道路新設改良費、12 節に川崎惣畑地区道路検討委託料 50 万円を追加しております。これは、航空写真に用地境界、都市計画区域等を重ねた資料を作成いたしまして、解説ルートを検討する委託事業でございます。

23 ページをお開き願います。10 款 3 項 1 目その他公共施設災害復旧費、12 節の実施設設計委託料、皆減をしております。これは、ふれあいらんど岩泉の再整備に係る詳細設計の予算でしたが、整備内容を再検討するため、詳細設計を見送りとさせていただくものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明申し上げます。9 ページをお開き願います。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 229 万円を増額計上しております。本補正の歳出予算では、感染症対策利子補給基金積立金などで予算を追加する。

また、3事業で増額計上をしておりますが、一方で事業費の確定見込みに伴い5事業で2,973万9,000円を減額しております。

次に、10ページをお開き願います。15款2項1目総務費県補助金、1節総務費補助金で新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業3,586万3,000円を追加しております。この県補助金は、今回新たに創設されたもので、事業継続支援や経済活動の回復などの事業を対象としたものとなっております。

次に、11ページをお開き願います。17款1項3目ふるさと納税におきましては、4,000万円を増額計上しております。今年度の実績、推移を踏まえまして、対前年比で約140%の歳入を見込んでいるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。農業近代化資金利子補給で1件、公の施設の指定管理料で7件に係る債務負担行為の追加を行うものでございます。

最後に、6ページをお開き願います。第3表、地方債補正でございます。過疎対策事業につきまして限度額の補正を行い、補正後の限度額の総額を12億3,720万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

13ページをお開きください。これから質疑を行います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。7目支所費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 10目、新規事業がありますので、新規事業の説明をお願いします。

三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） それでは、新規事業の概要を説明させていただきます。

新規概要の資料の1ページを御覧になっていただきたいと思います。三陸鉄道運行支援交付金市町村負担金でございます。この負担金は、令和2年度の三鉄運行におきまして新型コロナウイルス感染症の影響下における運行維持に係る経費3億8,000万円程度でございますが、その2分の1を三鉄が負いまして、残りの2分の1を県と沿線市町村とで半分ずつを支援しようとするものでございます。沿線市町村は、出資割合、財政力指数、駅数及び人口割で案分した割合で負担することとしてございまして、本町は4.8217分を、金額としては458万1,000円を負担金とするものでございます。財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金を充てるものでございます。

以上でございます。ご審査方よろしくお願いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

10目諸費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 岩泉ホールディングスで、負債の部で短期借入れが去年の同月のときには1億6,000万円だったものが、今期は短期借入れが4億6,000万円になっていると。借入れを、借換えをしながらやっているのかどうなのかは分からないけれども、3億円増えた理由、その用途については何らか把握しているのかどうかお尋ねします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） この短期借入れの3億円分でございますが、聞いておりました。

それで、銀行とのお付き合いという表現をしておりましたが、それで借り入れているもので、10月には全額返済していると伺っております。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 金利負担もしながらお付き合いもしなければならないというのは、ただそうすると現金預金が3億円を返済すると、売上げは当然幾らか10月で増えてはいると思うけれども、その分減っているということになるわけですよ。そして、今度は棚卸し資産が前年に比べると2,200万円ぐらい増えていると。ということは、商品が何らかが寝ているというか、お金に換わらないで寝ているということになるわけなのですが、その実態については何のどこの部分が増えているのかというのは把握なさっていますか。

○政策推進課長（三上久人君） 申し訳ございません。ちょっと調べて、後ほど回答させていただきます。

○委員長（林崎竟次郎君） 分かりました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 引き続き質疑を行います。

2款総務費、4項選挙費、3目町議会議員選挙費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。6項監査委員費、1目監査委員費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3目老人福祉費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4目国民年金費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 3目児童福祉施設費。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） ここではないと思うのですが、こども園の関係で福祉計画というのがたしか11月にホームページにアップになっているのです。その中にこども園の保育料及び服飾費は岩泉町独自のものを検討すると、たしか記入されていると。12月にホームページにアップされたものには保育料、服飾費とも無料というふうになっていると。タイムラグで違うのか、それとも福祉計画は平成2年度以降という話なので、ただ保育料……令和ね。保育料は、たしか去年の10月から無料だったような気がするのですが、その整合性については把握しているのかどうなのか。見た人が困りませんか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 山崎社会福祉室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎室長。

○社会福祉室長（山崎正道君） お答えいたします。

こちらの地域福祉計画のほうですけれども、未来づくりプランのほうが確定いたしましたので、そちらの福祉計画部門のほうをまとめさせていただきまして、そしてあとはそのほか成年後見制度ですとか、そういったものも、まちづくり計画のほうで足りなかったものについて計上させていただいて、令和2年度まちづくり計画と同じく今年の4月1日からやっているものということで組み立てたものでございます。こちらについては、実際作業をしておりますのは年度始めのほうからまちづくり計画のほうを確認しながら進めておった部分でございまして、委員ご案内のとおり、タイムラグの部分で前後してしまった部分でございましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） ホームページは町の顔なわけですよ。実際行われているものと違うということは、どこかの時点で修正を図らなければならないのではないかと、同じものをずっとアップしておくわけにはいかないのではないかなと思うのですが、これからの考え方についてはどうなっているのかお示しいただければと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 内容を再度確認の上、その件につきましては対応すべきものであれば対応させていただきたいと思います。失礼します。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 政策のほうに関わることなのですが、ついでにホームページのことでお

尋ねたいと思いますが、過去のものが、かなり過去のもの、平成二十何年のものまで、二十五、六年のものがずっとそのままアップになっていたりする。何らか基準というか、これからのものをアップするというようなルールづくりはなされているのかどうなのかお尋ねします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

ルールづくりということで、うちのほうでは周知はかけてございますが、その辺は私のほうもチェックをかけながらこれから整理、また各課で直す必要がある部分は指摘してまいりたいと考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） これからというか、すぐにでもやらないと、他の市町村のホームページを見ていると最新のものが本当にきちんと載っている。見やすい。コロナ関連にしても、補助事業の関連にしても、一次産業のところは食品加工の部分が入っていたり、岩泉町のは何となく変だなというのがあります。

提案なのですが、各課の総括室長なりなんなりが担当で毎週毎週チェックするとか、古いものはもうアップしない、常に新しいものをアップするというようなルールづくりをしてはいかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 再度ルールを徹底させていきたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） ルールを徹底してもやるかやらないかだから、やるという答弁でないと納得できないのですが、いかがでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上政策推進課長、お願いします。

○政策推進課長（三上久人君） はい、行ってまいりたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。

◎農林水産課長の発言

○委員長（林崎竟次郎君） 発言の申出があります。

農林水産課、佐々木課長、お願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 予算審査の時間をちょっと頂戴しまして、農林水産課から岩手県農業共済組合家畜診療所下閉伊北部出張所における獣医師体制の変更について、去る12月1日、農業共済組合より説明がありましたので、ご報告をさせていただきます。

下閉伊北部出張所では、当町と田野畑地区の家畜診療を担うため獣医師2名の配置体制としておりましたが、令和元年8月から獣医師1名の体調不良により、現在まで1名の体制で診療をしておりました。このような中、この1名の獣医師を含め10名の獣医師が12月末までに退職するという事態が生じ、今月中旬より家畜診療体制を急遽変更しなければならない旨説明を受けました。

今月中旬から新年の1月中旬までの家畜診療体制につきましては、宮古地区を担当する獣医師が臨時に対応し、1月中旬以降におきましては葛巻町で開業される獣医師1名が下閉伊北部地区を往診するという事で現在話し合われているとのことでした。したがって、小本、中野地区にごぞいます下閉伊北部出張所事務所につきましては、1月中旬より休業となり、また令和3年度の4月以降の事務所の使用につきましても、現段階では未定という状況のごぞいます。

県内獣医師の不足の中、このような状況となり、先行きが不安ではごぞいますけれども、町といたしましては獣医師の配置について、今後家畜診療に支障が生じないよう共済組合へ要請しながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 引き続き新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業等概要説明資料の2ページをお開き願います。

畑わさび大規模団地化圃場整備事業についてご説明いたします。事業実施主体は町となります。事業の目的は、畑わさびの生産量が減少傾向にあることから、効率的な生産が可能となる大規模

団地化を推進するため、圃場整備に係る初期費用を実施し、生産拡大と加工原料の確保を図るものでございます。

事業の内容についてでございますが、大牛内地区の防風保安林内を活用したワサビ栽培を考慮しており、その林内の間伐等の作業を行うものでございます。今回整備する面積は約5ヘクタールとしており、事業費は200万円を予定してございます。

また、4の整備後における今後の生産体制及びスケジュールでございますけれども、栽培は岩泉町わさび生産組合とし、令和3年6月に定植、令和4年度の収穫、出荷を目指して取り組みます。

(3) 番の栽培支援の項目についてでございますが、令和3年度において県単事業でございます経営再開マスタープラン実践支援事業を活用し、土作り作業を支援してまいります。事業費200万円の財源でございますが、全額一般財源となります。

以上、畑わさび大規模団地化圃場整備事業の新規事業概要となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費。ありませんか。

4番、八重樫君。

○委員（八重樫龍介君） この間伐で切り出される想定される木材の量と、その処理方法をお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちらにつきましては、詳細の場所等につきまして、これから選定しながらという部分で考えております。ある程度は決めてはありますのでけれども、大牛内の生産者なりと一緒に回りながら詳細を詰めていきまして、どの程度間伐が必要かというのは、詳しい部分はこれから詰めていきたいと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、八重樫君。

○委員（八重樫龍介君） その切り出された木材の処理は売り払うのかどうされるのか、そこをお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 林内処理を基本として考えています。理由といたしましては、保安林ですので、大きな材は、木は切れないという状況でございますので、細い木の処分という形なので、林内に積み上げておくか、あるいは粉碎して処理するかという方法で今考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 9番、菊地君。

○委員（菊地弘巳君） ワサビの生産量についてちょっとお伺いしたいと思うのですが、今回5町歩ですが、それから新規就農者やら地域おこし協力隊で相当の量を頑張っているという具合に思っています。

ところで、今の現状というのはどのようになっていますでしょうか。目標額が恐らくあると思うし、それに対する供給はどうなっているかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 現在の生産量につきましては、高齢化なり、あとは天候の関係で減少傾向になっております。令和2年度、今年度におきましてはまだ未確定の部分はございますけれども、260トン程度と見込んでおきまして、前年比で減少率8%というような状況になっております。

目標につきましては、今回大牛内地区5町歩ということで、最終的には10町歩程度まで計画しているところではありまして、5町歩で最終200トン程度、この大牛内の団地化に伴いまして生産量を増やしていきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 9番、菊地君。

○委員（菊地弘巳君） 新規就農者いますよね、結構若い人が、やっている人が。そして、地域おこし協力隊の方々も日本一のワサビ産地だというようなことで2人か3人ですか、いますよね。こういう方々が生産を始めれば、私が期待しているのが相当増えるのではないかというようなことを感じて喜んでおりました。そこで、今度5ヘクタール、行く行くは10ヘクタールやるといようなことですが、そのときに生産量は何ぼぐらいを見込んでいるのか、そこをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 新規就農の農業者、地域おこし協力隊でご協力いただきながら

ワサビ栽培の新規の作付のほうが現在拡大してございます。その方々の作付分も今後は増えていくだろうと、収穫量も増えていくだろうということでございますけれども、一方では高齢化によりまして、やむを得ずやめる方も出ておりますので、農家の皆さんの生産量につきましては上向くというよりも減少傾向になるのかなと思っています。

大規模にやられていた方々が高齢化になりつつございますので、そういった方々の穴埋め地域おこし協力隊の皆さん、新規就農者の方々がやっていただきながらというふうに考えております。それでも、生産量自体はここ10年ぐらい前から見れば著しく減少傾向にございますので、ワサビの産地として適地適作可能な大牛内を今回町のほうで整備、初期費用を投じて整備して、さらなる栽培の拡大と収穫量のほうを目指して頑張っていきたいなというふうに思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 9番、菊地君。

○委員（菊地弘巳君） それで、ここに栽培する方々が岩泉わさび生産組合ということのようですが、この方々は今やっている人たちですか、それとも新規に見込んでいるのか、お願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 今回の団地化の生産体制につきましては、既存の組合員ということではあるのですが、新たに今お話ありました地域おこし協力隊の方ですとか、大牛内地区で現在栽培している地元の生産者の方とか、あとは町内の事業体、建設業者等々ちょっと今検討しておりまして、新たな生産者ということで進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 9番、菊地君。

○委員（菊地弘巳君） すみません、今建設会社と言いましたか。希望者あるわけですね。その建設会社というのは、町内の建設会社でしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 町内の建設業者を予定しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 今栽培されている新規の方でも、組合に入れば多分大丈夫なのだろうなと思うのですが、冬の収入がない人たちがいると。そのときにホームページを見ると、漁業者の募集をしている。夏場はワサビをやって、冬場は例えば漁業に従事できるような、組合長

がいるのでちょっと変なことは言えないけれども、そういうことで協力隊募集するとかということとは考えたことはないのでしょうか。いわゆる半農半漁というような形でのやり方もこれからはしていかなければならないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 半農半漁という形のスタイルは、想定はしてございませんでした。一次産業面での相互の協力というのは念頭にございましたけれども、漁業者との組合せについては今ご提言がございましたので、検討を十分できるのかなというふうには思っておりますが、可能性についてはいろいろと調査をさせていただきたいなと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） それでは、3日農業振興費を閉めないで、昼食のため午後1時半まで休憩します。

休憩（午後 零時02分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（林崎竟次郎君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎政策推進課長の発言

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、午前中答弁保留のありました件で三上政策推進課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 午前中、5番委員の質問に対して答弁保留がございましたので、この場を借りてご答弁させていただきます。

岩泉ホールディングスの棚卸し資産の件についてでございますが、棚卸し資産としましては商品とか原材料となっております。増えております要因は、資産における商品、コスメ関係だそうでございますが、これが主な内容でございます。仕入れのタイミングと資産把握のタイミングで棚卸し資産となってしまったと伺っております。コスメの部分については、あまりコロナの影響も出ていないということなので、これからさばけていくのではないかと伺っております。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

質疑はありますか。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 予想どおり、私もコスメ関係の部分が棚卸し資産になったのではないかなど。矢継ぎ早にいろんな商品出されています。その中で売れていないものももしかして不良化していくというのも懸念されますから、そこについてはきちんと担当課あるいは担当の役員も出ているわけなので、きちんと見ていって指導をしてほしいという要望をして終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） それでは、この件の質疑を終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） これより議事に入ります。

17 ページをお開きください。5款1項3目農業振興費を再開します。質疑はありますか。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 閉じなかったもので、せっかくでございますので。

基本的に10ヘクタールまでやりたいというような話がありました。大牛内は、この辺と違ってやませが非常に強くかかる場所で、ワサビの生育にとっては夏場の暑い時期も十分成長して量が取れる場所だというふうに私も認識しているのですが、最終的にその10ヘクタール以上確保できるのか、あるいはどこかに町有林があって、平らな場所があって、軽トラックで収穫しながらやれる場所があるのかどうなのか、だんだんには新規就農の方々も含めてそういうところに案内をすると、山よりはそっちのほうがいいような気がするのですが、見通しについてはいかがなものでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

大牛内地区については、そのとおり気象条件もいいということで、地形条件も平らということで、今回防風保安林ということですが、所有されている方は開拓農協さんの土地でございます。所有面積は10ヘクタールというよりも数十ヘクタール所有してございますので、そのなか

ら順次適地、環境条件が、アクセスがいいところを今回見込みながら進めていきたいなと思って
ございますし、新規就農という観点でも候補地になれるだろうと思ってございますので、そこら
辺も踏まえながら今後は考えていきたいなと思ってございます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4目畜産業費、質疑ありませんか。

10番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） 日本短角種についてお聞きします。

今年度、子牛の家畜導入事業、そして保留事業等あったのですが、今年度秋の子牛市場が終わ
ったのですが、それについて申込みが好評だったのかどうか。そして短角、和牛もそうですが、
コロナの関係でかなり額も下がったのですが、その市場においては価格がどうだったのか、上昇
しているのかどうか、その辺お聞きします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 加藤室長。

○畜産振興室長（加藤康二君） お答えいたします。

まず、家畜導入につきましては、秋の短角の家畜市場におきまして9頭の導入があったと聞いて
おります。

あと子牛の価格につきましては、コロナの影響でもっと価格が下がるというのを想定しており
ましたが、思ったよりは下がらず、ほぼ前年並みと認識しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） 9頭というのは、合わせて9頭なのか、家畜導入と保留合わせて、両方で
9頭なのかどうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 加藤室長。

○畜産振興室長（加藤康二君） お答えいたします。

さきにお答えしたのは、市場導入になります。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） 今年度、1月もまだ市場があるから申込みがあるかと思うのですが、175万

円、これの枠の範囲内なのか、それ以上を超えるのかどうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 当初予算において家畜導入に対しての支援 15 万円と、コロナ対策で自家保留に対する 10 万円の支援を計上しているところでございます。先ほど答弁あったとおり、家畜導入については市場購入が 9 頭あったということで、5 頭の枠に対して 9 頭の申込みの実態になっておりますけれども、国の支援事業のほうもございまして、そちらのほうに該当する分については除くということになっておりますので、5 頭程度で済むのかなというふうに思っております。

自家保留について、皆さんの方から大変好評いただいているところでございますけれども、黒と短角牛を合わせて予定している八十数頭の枠に対して短角が今現在 35 頭の状況になっているということで把握しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 10 番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） 農家にとっては大変ありがたい支援というか、補助だと思っております。今農家も高齢化でかなり大変、戸数も減ったりしておりますが、先般農業公社と議員の懇談会あったのですが、ロールを 50 戸の農家に供給していると。今では農家でもロールを頼んで使っている状態です。公社頼りになってきております。

そこで、公社で今短角牛が夏山で看視しているのですが、そこで看視人がいなくて大変だという意見も出ました。高齢化で大変な状況で、看視人のいない放牧地も出てくると思うのですが、そこで地域おこし協力隊に何とか依頼してできないかという案も出ていたのですが、そのことについて担当課はどのように考えていますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 短角牛の放牧のほうに係る看視人については、それぞれの生産組合において確保している状況でございます。不足というよりも、やっぱり高齢化により、次の方がということで、組合においては結構大変な状況になっているかなと思っております。一方で、若い人も看視をしているという状況もありますが、不足して、高齢化でどうしても確保できないという場合については、まだ直接町のほうには組合からのご要望はないのですけれども、そこら辺を踏まえて今後はいろいろと考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） 若い人にぜひ興味を持たせて、短角に興味を持って、ワサビでは結構協力隊がいますけれども、短角にもそういうような協力隊ができればなと思っています。

今看視人になったって、すぐなれるわけでもないと思うし、ベテランの看視人から指導を受けながら育っていく、そういう方法も考えていただければなと思います。

そこで、数年前に頭数確認だったかドローンを飛ばして確認するという話があったのですが、それはどうなったのですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ドローンによって、牧野看視業務を簡単にできないかということで、2年ほど前に県のほうで試験的にちょっとデータを収集したという形ではございます。その中で、調査結果といたしましては、牛の位置の発見等はかなり効率的で牧野看視業務が効率的になったというふうな報告はございますが、トータルで見た場合の業務としては、やはり操作関係ですとか、いろいろとまだ課題があって、具体的にドローンを活用していくというふうな形で報告内容ではなかったというふうに記憶してございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） ドローンの頭数の確認は飛ばしてできると思うのですが、牛を見るといっても、ただ頭数確認だけで、実際に山に行くと病気とかけがも、歩いて見なければならぬと思うのです。そういうのをすると、高齢者になるとなかなか山を歩くのも大変だと思いますので、これ若い人から勉強してもらって、これは短角を守るためにもぜひ維持するように考えていただきたいと思いますが、その点について。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 組合、農協とも相談しながら、人材の確保については努めていきたいなと、相談していきたいなと思っています。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地君。

○委員（三田地泰正君） 畜産業費、委員長、岩泉ホールディングスに関わること、あるいはまた酪農振興に関わることなので、発言をよろしくお願いします。

ご案内のように岩泉の基幹産業である酪農の振興なり発展強化のためにという大きな命題と、それから岩泉町になかった、いわゆる六次産業化の推進ということで、この2つの大きな目的を

持って、当時今の三、四倍の方々の発起人、酪農家株主が乳業に同意したわけで、それで今日まで至っているわけですが、そこでかいつまんで伺いますが、岩泉乳業、ホールディングスになったのですが、乳業関係でこの設立当初の株主の酪農の強化、発展に対して乳業がどのような支援策に取り組んできたのか。かいつまんでこれこれをやったというのがあれば、胸を張ってひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤室長から。

○委員長（林崎竟次郎君） 加藤康二畜産振興室長。

○畜産振興室長（加藤康二君） お答えいたします。

岩泉ホールディングス、当時の岩泉乳業さんで農家に対しまして支援してきた事業といたしまして、まず大きいのは1,000万円の寄附金をいただきまして、北海道より6頭の優良系統のホルスタイン種を導入しております。あと乳業が主体となりましてミルクカーの検診等を実施しております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地君。

○委員（三田地泰正君） 大きくそこら辺かなと思っているのですが、それはそれとして、次に今の岩泉ホールディングスの乳業部門が当初の大きな企業目標であった六次産業化に対しては、今の状態は六次産業化に値するのかわからないのか、ご答弁をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 乳業関係の六次化につきましては、ヨーグルトの製品の人気によりまして、現在酪農家の生産した牛乳をほぼ全量使っている状況でございますので、地元の原料を使って、さらにそれを付加価値を高めて販売していくということで六次化は成功、取り組んでいる状況ではないかなというふうに思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。5目基幹集落センター等運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。ここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、三田地君。

○委員（三田地和彦君） 資料の1ページ、貸借対照表の1ページになるわけですが、見慣れない科目が下のほうから8行目かな、長期未払金というのがあるのですが、これはどういうふうな支払い方をするのか、ご説明をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 長期未払金については、内容については承知してございませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。すみませんが、よろしくお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 答弁保留ということですが。

ほかにありませんか。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 今の未払金の関係で、通常未払金は流動負債に入るはずなのですが。この長期というところで、なぜそうなのかなと、同じようなことを私も思っていました。

それから、固定負債が前年同月に比べると1,200万円ぐらい増えているのです。これが長期未払いの分だと思うのですが、ちょっと固定負債が増え過ぎているので、経営環境、いわゆる現金の流動が非常に困っているのではないかなと思います。13番が一般質問でも言ったように、何らかの手だてをしていかないと、本当にお金がなくて大変なことになるのではないかなということ、それぞれ毎月なり毎週なり、報告なりミーティングなりはしているとは思いますが、そこも含めて何らかの対応を早急しておくことが肝要ではないかと思うのですが、担当課としてはどのように認識しているのかお尋ねします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

農業振興公社のほうの運転資金の状況については、これまでご説明申し上げてございますけれども、厳しい状況にありますよという形でご答弁をさせていただいてございます。そういった観点で、今後こういった形の運転資金の手当てなり経営改善を図っていくかというのは、現在も検討中でございますので、何らかの形で対応はしていけないといけないのかなというふうには考えてございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 過日農業振興公社さんと意見交換したときに、いわゆる資本金と言われ

ているのは4,500万円、基本財産ですよと。今言ったように固定負債は5,200万円と超過しているのです。本当に基本財産を定期預金として入れておいて、それを担保にお金を借りているという状況なので、担当者としては非常に大変な状況だと思うのです。もう少し腹を割った意見交換をしていかないと、いざ、まさかのときに大変な状況が起こるのではないかなと思いますので、早急にこれからまた見ると棚卸し資産も実は製品としてなかなか出ていなくて積み上がってきているようなので、原料としても積み上がってきていますから、これをお金に換えていかなければならないのになかなかそれもできないという状況のように、財務諸表だけ見ていけばそう見えますから、そこもどうなっているのかというところをきちんと把握して、改善計画なりなんなりきちんと立てないと思います、どうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農業公社の関係の財務内容を急いで把握して、対応はしていきたいと思ってございます。よろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 引き続き質疑を行います。2項林業費、1目林業総務費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2目林業振興費。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 有害鳥獣の駆除のことでお尋ねしますが、それぞれ鹿とか熊とかイノシシとか、どの程度今年は捕獲、捕殺しているのかお尋ねします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

今年度、まだ途中ですけれども、現在捕獲頭数についてお知らせいたします。ツキノワグマにつきましては35頭、カワウについては17羽、イノシシについては6頭、ニホンジカについては11月末現在になりますが、563頭となっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） イノシシもついに捕れ始めたなということで、前はわなだけだったという話だったのですけれども、これは発生場所とかその周辺の皆さん、1頭いるということは、すぐそばにいると思うのですが、被害というか実害は、ここでのイノシシに対する実害というのは、その周辺で出ているのかどうなのか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） イノシシにつきましては、現在のところは目撃情報が多く出ておまして、被害についての詳細はまだつかみ切れていないところではございますが、一部については農地の掘り起こしが確認されている場所等出てきておりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 皆さんがイノシシのことはよく分からない、生態のことはよく分からない。なので、ぬた場で、こういう状況で、鹿とは違いますよと。鹿は寝床は丸く、こうなっているのではないですか。イノシシは水があつたりなんかするところでごろごろしたようになって、そういう写真とか、こういうのがいたら、あつたらばイノシシがいるかもしれませんよというようなことを誰も分からないので、実際のところ見ていないので、そういうところで遊んでいるようなところが。ぴーちゃんか何かでそういう現場写真を撮って注意喚起をすると、いるかもしれないと。熊よりも突っ込んでこられたら、けがしたりなんかする確率高いので、ぜひ現場写真、そういう遊んだ跡があつたりとか、いわゆる虫を駆除したような跡があつたら、そういう写真を撮って皆さんに情報提供すべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） おっしゃるとおりだと思います。我々もまだイノシシについての理解が乏しい部分もありますので、職員の研修をすることは当然のことながら、町民の皆様にも、イノシシとはこういう特徴がありますよということをしっかりと情報発信していきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 4目町有林造成事業費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。席替えはいいですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） はい、行きます。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

4番、八重樫君。

○委員（八重樫龍介君） ここでお伺いいたします。

大変夏から好評を博しておりましたジェラートについてですが、これ三田貝駅で販売することはできないのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 委員からお話がありました、今は道の駅いわずみへのジェラート店でございますけれども、非常に好評をいただいているということで、多くのお客様からお越しをいただいていると。最近になりまして、その混雑のほうもシーズンのなものもあるかと思いますが、一段落したというふうに考えております。

今後の展開につきましては、運営しております岩泉ホールディングスのほうと月1回の定例会議等もありますので、そこら辺もより多くの方から味わっていただけるような方向で協議を検討していきたいと思っております。協議をしていきたいということです。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、八重樫君。

○委員（八重樫龍介君） 乙茂のほうは沿岸から、三田貝分校のほうは内陸からということで、両方で販売すれば、単純に2倍にはならないとは思いますが、かなりの売上げが伸びると思います。検討というよりは、できるかできないか問わず、V i T Oとの契約等もあるのか、その辺はどうなのですか、把握しているかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ジェラートの関係ですが、まずお客様の入り込み数の関係ですけれども、道の駅いわずみにつきましては11月の単月になりますが、全体で見ますと140%を超えているような、特にもジェラートの伸びが、できたばかりですので、大きいという状況です。一方の三田貝分校のほうにおきましては、前年の約9割というふうな状況もありますので、お客様に、より来ていただけるような方策を考えていかなければならないというのが

この間の定例の会議で確認しております。

ただ、ジェラートにつきましては機械が必要になりますので、そこら辺の設備的な関係、あとこの間ちょっと聞きましたが、最近ですけれども、ギフト用にジェラートのカップ入りのやつも発売されたということで、三田貝分校で売っているやに聞いておりましたので、ちょっとそこら辺も確認をしながら、より多くのお客様から楽しんでいただけるように取り組んでいきたいと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 席替えをお願いします。

再開します。1目商工総務費。ありませんか。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 今のジェラートの関係なのですが、あそこの施設の改修あるいはイタリア製のカルビジャーニ・ジャパン系列のやつだろうなと思うのですが、設備投資全部でどの程度だったのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 道の駅いわいずみのジェラートに関わる設備ですけれども、イタリアのほうから輸入されてきたというのは何ってございます。ただし、会社のほうの予算といたしますか、そちらのほうで対応したということで、そちらの全部で幾らぐらいかかったかということの情報までは今はつかんでいないと、把握していないという状況です。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 大株主であるし、やはりそういうところはきちんと把握しておくべきではないのかなと。取締役会にも出ていますし、オブザーバーで出ているかもしれません。そうすると、町民の血税が資本金となっているわけです。まるっきり個人経営ではないわけなので、どういう設備投資して、そのことでただ人が来た、売れた、売れたではなくて、そのお金が間違いなく動いているのか、今後も大丈夫なのかという監視が私は必要だと思います。それは、今でなくてもいいので、ぜひ調べていただいて、自分たちでも把握しておかないと、恐らく機械だけで2,000万円以上はすると思います。あそこの改修費だけで1,000万円以上するのかなと思いがら見てはいたのですが、その辺も含めてぜひ調べていて、後で結構ですので、教えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ホールディングスのほうで行われます取締役会であったり、定例の月1回の会議もございます。それに私も出席をしておりましたけれども、今委員からお話がありましたそういった視点も当然必要なものというふうに考えておりますので、今後そのようにしてまいりたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。2目商工鉱業振興費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 続きます。3目地場産業振興費。ありませんか。

13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） ふるさと納税の補正、これは寄附金が4,000万円という予期せぬ増え方だと思うのですが、この原因についてはどのように評価しておりますでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回補正をお願いいたしましたふるさと納税の関係の予算でございすけれども、簡単に申し上げますと、私たちが努力をしているのですが、納税をいただく方のほうから岩泉を応援していただける声、あとその行動というのが起きているのかなというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、11月、最新の数値になりますけれども、本年度、令和2年度におきましては単月で1,078件、年度累計で約4,600件の納税、金額で7,000万円弱の減額となっております。一方、令和元年度につきましては11月までの年度累計で約3,000件、金額が4,800万円ということになっておりますので、件数で言うと約1,600件、2,000万円ぐらいの増加ということになっております。これまで1億円を突破したことはないのですが、今回1億円を突破するのが現実味を帯びているということで認識をしております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） すみませんが、答弁になっていません。実績が想定したより増えていることのその理由というのをどのように分析しているのか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、実績はいずれそのお話ししたとおりでございます。

あとその原因でございますが、前にも一般質問のときにもありましたけれども、まずは返礼品だけが全てではないと思いますけれども、より多く納税していただくためには魅力ある返礼品の開発なり提供というのが必要になってまいります。例えばこれまで単品ヨーグルトならヨーグルトだけを返礼品としていたものを、ほかのものと組み合わせることによって付加価値といいますか、そういった納税していただける気持ちになってもらえるような魅力ある返礼品づくりに努めていた結果ではないかというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） そうすると、返礼品を研究した成果だと、主な理由としてはそういう解釈をしているということですね。先日の行財政改革の全協の中で、3億円という目標値が出てきました。その達成のためにも何をすることが伸びにつながるのかというのは、やはり非常に大きな問題だと思います。私はその返礼品だけではないと思いますが、今現在実際に想定以上の寄附が集まっている。この原因は、ほかの要素として何か議論の中でありましたでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） このふるさと納税につきましては、委員もご承知のように、関西地方のある自治体が3桁の億円というふうなものを集めたものもあります。それで注目を浴びたものもありますし、あとは例えば商品券とかそういったものを送ったことで外されたというふうなこともあります。総務省のほうからも、返礼品は3割ですよというふうな通達もいただいております。

あと大きなのが、先ほどの返礼品を見直したのもそのとおりですけれども、このコロナ禍、非常に苦しい思いなり大変な状況にはなっておりますけれども、事ふるさと納税という部分に限って言えば、巣籠もり生活というのがプラスの材料になっているのかなというふうに考えております。

あとは、いずれ私たちだけではアイデアも限りがありますので、余計実際の事業所にお勤めの方であったり、そういったノウハウをお持ちの方の意見をたくさんいただいて、それを実現できるものから一個ずつ実現をして、納税額の増額に努めていきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 4,600件の分析というのも行うべきだと思います。というのは、その中で

リンクが見られるのか、1人の人の寄附によって、そこから派生して枝葉があるのか、そういった分析をこれからすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） このふるさと納税につきましては、これまで町のほうで、うちの課が主体になってやってまいりましたけれども、これを町全体の取組とすべく岩泉商工会のほうで新たな計画をつくっております。その計画の中で地場産品、地域のそういった資源を活用していく、振興していくということで、お互いが持っている情報なり、あとお互い持っている資源を共に出し合って考えながら、この納税を伸ばしていきたいということを確認をしておりますので、これをまずスタートラインに立ったものと考えておりますので、あとは前を向いてひたすら走っていきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 今の議論を聞いていて、最後のところはちょっと私も首をかしげたのですが、13番委員が話をしたのは、アクセスをしてくるときにパソコンなのか、例えばスマホなのかということから、若い世代なのか、そうでもないのかとか、そしてどういうOSを使っているという分析も多分できるはずなので、そういう細部まで分析をしていくことで、どこの層にどういうターゲットを絞ればいいのかというのは見えてくるはずなのです。そういうことをやったらどうだということを多分13番さんは言いたかったのではないかなと思うのです。それができますから、ぜひそういうたけた人を、協力隊でもいいだろうし、役場の職員の中でもいい、そういうことにたけた人がいるかもしれないし、そういうところをきちんと分析して、どういう商品を開発すればいいか、どこにどういうふうな金額的なものをやればいいのか、あるいはバックヤードにこういう物語がある商品を入れることで、メディアとリンクすればここで打てばいいとか、いろいろこれ手法があります。そういうことをしてはどうかということだと思のですが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 大変申し訳ありません。どうしても気持ちのほうに先に立ってしまして、申し訳ありませんでした。

あと分析については、どこまで分析できるか、ちょっと今お答えできる状況にはないのですが、いずれそういった分析というのも必要だと思います。

あとは先ほど申し上げた幾つか提案をいただいたりもしている部分もありますし、あとは町の中でふるさと納税につきましては最重要ということで、新年度に向けていろんな検討がこれからされていくものと思っておりますので、あとはしっかりした体制で町のために少しでも多くの自主財源であるふるさと納税を集めていきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4目観光施設費。ありませんか。

13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） ここで、ふれあいランド岩泉の今後のタイムスケジュールについて、ぜひ公表していただければと思います。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長から。

○委員長（林崎竟次郎君） 菊地観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） ふれあいランドの再整備の件だと思いますけれども、それに関するお答えをしたいと思います。ふれあいランドにつきましては、昨年度基本設計を実施いたしまして、一応の成果品が納品されております。今年詳細設計に入る段階までは進んでおったのですが、このコロナ禍で一旦見直しをして、その間にもう一度昨年度設計した基本設計をブラッシュアップしようということで、今鋭意関係課なり現地確認なりを行い、再度見直しを行っているところでございます。

それで、早い段階に基本設計の変更案になるかとは思っておりますけれども、皆さんにお示しをして、順調に行けば来年度基本設計の変更と並行して実施設計を進めていく。その上で、翌々年度、令和4年度から3年間ぐらいをかけて工事のほうを実施していければいいなということで現在は考えているところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） あわせて、龍泉洞園地整備に関しても、かつて基本設計ができて、その報告を受けておりますが、その後どのようなタイムスケジュールの予定でしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長から。

○委員長（林崎竟次郎君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） 龍泉洞の園地構想につきましては、これも昨年度基本構想という

ような形で策定をいたしまして、皆様にも既にお知らせをしているところでございます。今年度、やはりふれあいらんの詳細設計と同様でございまして、どうしても委託業者が東京の会社だということで、今年度は委託業務につきましては見送らせていただきました。

今、来年度に向けて予算編成を行っている最中でございますが、観光会計も非常に苦しい状況に置かれております。来年度委託できるかどうかというところがなかなか難しい状況ではございますが、まず昨年度策定した基本構想の中で、ソフト面で行える分を実施していこうということ、今準備のほうを進めているところでございます。

ハード整備については、もう少しコロナが落ち着いて、観光会計のほうももう少し予算的にも余裕といたしますか、予算が確保できるようであれば、また進めて行きたいと思っておりますが、まず昨年度盛り上がったこの機運を盛り下げないように、来年度以降も引き続き町民の皆様とも、あるいは関係団体の皆様との話し合いを続けながら龍泉洞の新しい姿、魅力ある創造、魅力ある園地のあるべき姿について検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 龍泉洞のほうも、今の雰囲気だと忘れられてしまうような雰囲気もあります。そこで、先ほどの説明で令和4年度から3年間かけてふれあいらんどをハード整備すると。そういうことを基本として動かさないで進めていただきたいと思っております。そうすると、それからいくと龍泉洞のハードに着手するのは令和8年以降だというふうな解釈をしてよろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、龍泉洞の園地構想については今説明があったとおりですが、今現在も今年の事業は見送りになりましたけれども、お金をかけなくてもできる部分ということで、例えば第3駐車場から龍泉洞に来る間の林の環境整備であったり、あとは園地内の井戸をつくったりとか、いろいろできることをやらせていただいております。最近ですと、夜に皆さんも行っていただければいいのですが、龍泉洞の入り口にイルミネーションを設置いたしまして、龍の口をかたどったもので、いろいろできることを工夫しながら取り組んでおります。

あと、今のお話のように、ご提案のように予算の伴うものにつきましては、その時々、まずはコロナ禍から回復することというのが大前提になると思っておりますが、そういったいろいろなことを

考えながら対応してまいりたいなというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） それでは、席替えをお願いいたします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3 目道路新設改良費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 3 項河川費、1 目河川総務費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 5 項都市計画費、2 目公共下水道費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 6 項住宅費、1 目住宅管理費。ありませんか。

12 番、三田地君。

○委員（三田地泰正君） 町営住宅、最近入居要件の緩和等に努めてやっているわけですが、問題は町営住宅の中に実際空き部屋が何か所かあるわけ。その管理はどのように日常やられるのか、まずお伺いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 佐々木総括室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

空き部屋に関しては、空いているもの、使えるものに関しては募集をかけておりまして、通常入れるように管理しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 12 番、三田地君。

○委員（三田地泰正君） 具体的にお聞きしますが、入ろうと思ってそこを希望して行ってみたところが、入り口から庭木というか雑草というか、非常に繁茂していて、とても環境が悪くては入れられるような状況ではなかったというような話も伺っているのです。

それから、惣畑地区になるのですが、住宅の中に小さな公園といますか、そういう場所があるのですが、そのシダレヤナギなのか桜なのか、いずれ誰も手入れもしないし、子供がそこに行

って遊ぶような状況ではない。そして、秋口になって、枯れた雑草が非常に目につくわけだ。そういうのも誰が手入れしているのか、全然やられていないというような話があるので、ひとつこら辺の空き住宅の中は当然のこと、その周辺も何とか定期的に管理するように努めるべきではないかと思って発言をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今委員ご指摘のありました部分につきましては、町のほうで先ほど答弁したように、住宅についてはハウスクリーニングをしながら、いつでも入れるような形はとっておりますが、これについてもまず徹底してまいりたいと。あわせて、住宅の周りの環境、公園も含めまして、これは早速すぐに確認いたしまして、そういった危険な場所等があれば対応したいと。あわせて、今後もそういった維持管理については徹底してやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 直接は関係ないかもしれないけれども、有芸でやっている酪農、奥のほうでやっているところの若い世代の方々が、若いご夫婦、もう一組は子持ちの若い人たちが長野県に移住してしまっているのですよね、10月、11月で。岩泉でもそういう環境を整えようと思えば、恐らくやれるだろうと。住宅だけではないとは思いますが、なぜ岩泉に5年も6年もいて、わざわざ長野県に移住するのかという、その辺をぜひ調べてもらって、これからの定住、移住のための施策、せっかく若い人たちが、協力隊も多分同じだと思うのです。岩泉にいて、岩泉で研さんを積んでどこかに出ていくというようなこともあり得ますから、その辺なぜ岩泉に定住しないでほかに行ってしまおうのかというのを、ぜひ出ていった人の追跡調査をしていただいて、施策に反映していただきたい。住宅費のところでもちょっと申し訳ないけれども、政策推進課、住宅推進課ということで、どちらからでもいいのですが、答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 長野県に行った方については、テレビ番組で私もたまたま見ておりまして、やはり首都圏に近いとか、研修施設という位置づけであったようで、首都圏に近いほうで商売をしたいということらしいのです。ただ、その辺はこちらでも十分把握しながら、移住、定住に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次に進みます。席替えをお願いします。よろしいですか。

では、始めます。8款消防費、1項消防費、5目災害対策費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。今度は席替えをお願いします。

始めます。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3項中学校費、1目学校管理費。ありませんか。

5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） 小学校のところでも聞こうと思っていたのですが、河川の埋塞土砂を運搬するのにトラックがやたら走る、今度は清水川も始まる。そうすると、通学に子供たちが、これから来週から寒くなって、雪もかなり降るだろうと予測がされている。安全管理という部分では、何か考えているのかどうか。平成26年に、たしかあちこちで事故があつて、岩泉町でも通学のための危険箇所の調査ということで、たしか大川とか浅内とかというところを入れたような気がしていましたが、今回トラックが入ることで町内も間違いなく家屋の撤去が始まって、町なかにもトラックが走るようになると思うので、そういう危険箇所を認知してもらって、子供たちに伝えるということが必要ではないかと思うので、あえてここで、小中学校のところでお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 現在災害復旧の工事のほうが盛んに行われてきておりまして、学校に対しましての安全管理は、災害復旧が始まっているところから注意喚起をお願いしてございます。現在もまた河川のほうが本格的に始まって、中にはスクールバスで、例えば小本の場合はスクールバスで、今まで通常の登校のときは安全部分で、ここを歩いて通っている生徒さんは、冬場とかは危険なので、スクールバスで途中の部分であれば拾ったりというような方法も考えてございますし、通常の今までの災害がある前よりは、本当に嚴重に学校のほうには注意のほうをお願いしてございました。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地君。

○委員（三田地久志君） いわゆる通学路の確保、いろんな運転手さんがいらっしゃいます。スピードを出して走っている人も結構いるので、下が路面凍結とかなんとかだと大変だなと。あるいは登校時にちょうど雪が降って除雪が間に合わなかったということもあり得るので、ここは地域整備課にもお願いなのですが、歩道のきちんとした確保なりなんなり、早い時間からきちんと子供たちが、あるいはお年寄りの皆さんがごみステーションにごみを運搬するために結構朝から動きますから、そういう除雪に関しても注意を払っていただきたいなど。教育委員会と地域整備課にお願いをしておきたいのですが、地域整備課としてはどんなものでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 地域整備課のほうでも管理している部分につきましては、除雪の際はできるだけ皆さんに支障がないように、これまでも努めておりますが、今シーズンもそのようにしてまいりたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂君。

○委員（合砂丈司君） 学校管理費ですね。現在旧大平小中学校に今公民館を建設予定なのですが、旧校庭の脇に子供たちが遊んだ遊具、鉄棒とかいろいろあるのですが、あれを撤去しないと公民館を建てるのに支障を来すのですが、あれは教育委員会の管理ですか。あれをぜひお願いしたいのですが。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 旧大平小中学校への公民館の設置につきましては、庁舎内でも情報共有、認識してございまして、遊具の解体につきましては教育委員会のほうで対応のほうをする予定でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。2目教育振興費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4項社会教育費、1目社会教育総務費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。11款公債費、1項公債費、1目元金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2目利子。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで歳出の審査を終わります。

◎農林水産課長の発言

○委員長（林崎竟次郎君） 答弁保留についての発言の申出があります。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉農業振興公社の経営状況の報告に係る答弁保留がございましたので、ここでご報告させていただきます。

農業振興公社貸借対照表の長期未払金の内容でございますけれども、作業機械等の償却費相当ということで、公社で購入している作業機械の償却分が長期未払金という形で計上されているようでございます。なお、債務は5年のリース会社からのリース物件の内容で、長期未払いとの違いは、そういう状況のようでございます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） この件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） それでは、進みます。歳入に入ります。

9ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2項国庫補助金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 3項国庫委託金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 15款県支出金、1項県負担金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2項県補助金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 3項県委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 続きまして、16款財産収入、2項財産売払収入。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 17款寄附金、1項寄附金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 18款繰入金、2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 続きまして、19款繰越金、1項繰越金。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 21款町債、1項町債。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで歳入を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正に入ります。

4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。

6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで、第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第6号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定におきましては令和元年度の国庫負担金の精算返還に対応する補正、人件費につきましては今年度の職員体制に基づき所要の調整を行ってまいります。また、診療施設勘定におきましては、新たに県補助金を導入し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるため必要な補正を行ってまいります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明をいたします。4ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では総額で20万7,000円の増額、2項1目賦課徴収費では総額で318万6,000円の減額補正を行い、人件費の調整を行ってまいります。

次に、5ページでございます。8款1項5目償還金、22節に国庫負担金等精算返還金272万2,000円を追加してまいります。これは、保険給付費等に係る令和元年度普通交付金の精算に伴

う返還金でございます。

次に、歳入でございますが、3ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金では、人件費分としまして297万9,000円の減額補正を行い、7款1項1目繰越金で40万7,000円の増額、8款3項8目雑入で診療報酬精算金231万5,000円を追加計上するものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

次に、診療施設勘定をご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、7節に感染症対応従事者慰労金15万円を追加してございます。これは、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を導入して行うものでございまして、緊急事態宣言下において、歯科診療所で診療業務に従事をしました職員3名に対する慰労金でございます。同じページの下段、2款1項1目医療用機械器具費、17節に感染拡大防止対策用備品購入72万9,000円を追加してございます。こちらも緊急包括支援交付金を導入して行う事業でございまして、医療用備品の購入事業でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明申し上げます。9ページをお開き願います。4款1項1目繰越金で39万2,000円の増額、6款1項1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で114万9,000円を追加計上するものでございます。

以上でございます。ご審査よろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳出一括、歳入一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査の方法は先に事業勘定を歳出一括、歳入一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。4ページ、5ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入歳出の質疑を行います。9ページ、10ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（林崎竟次郎君） 続いて、議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第7号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定においては高額介護サービス費の年間見込額に伴う追加の補正を行い、また昨年度行われました会計検査院の現地検査におきまして過大交付との指摘を受けた介護給付費国庫負担金の返還並びに令和元年度の国庫負担金等の精算返還に対応する補正を行ってございます。また、サービス事業勘定におきましては、地域包括支援センターの業

務に従事した職員への感染症対応従事者慰労金の支給に必要な補正を行い、人件費につきましては今年度の職員体制に基づき所要の調整を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出から申し上げます。5ページをお開き願います。2款4項1目高額介護サービス等費、18節に高額サービス費200万円を増額計上してございます。これは、今年度の申請件数や支給額の動向を踏まえまして、年間見込額を基に増額計上をするものでございます。

同じページの下段、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、22節で国庫支出金等精算返還金841万8,000円を増額計上してございます。この内容でございますが、1点目は会計検査院の实地検査における過大交付、平成27年度から平成28年度までの介護給付費国庫負担金分の返還金294万9,000円でございます。2点目は、例年行っておりますが、前年度分の国庫支出金等の精算に伴う返還金が546万9,000円となっております。

次に、歳入をご説明いたします。3ページをお開き願います。上段の2款1項国庫負担金から下段の4款1項県負担金までの4つの費目をそれぞれ増額補正してございます。これらは、歳出の高額サービス費の増額計上に伴う財源調整でございます。

次に、4ページをお開き願います。6款1項1目一般会計繰入金では、介護給付費分として25万円の増額、7款1項1目繰越金では879万4,000円を増額計上するものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

次に、サービス事業勘定をご説明申し上げます。9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、7節に感染症対応従事者慰労金25万円を追加してございます。これは、コロナの緊急事態宣言下におきまして、地域包括支援センターの業務に従事をいたしました職員5名に対する慰労金でございます。

8ページを御覧願います。歳入でございます。2款1項1目一般会計繰入金では284万6,000円の減額補正を行い、4款1項1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で25万円を追加計上するものでございます。

ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳出一括、歳入一括で、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に事業勘定を歳出一括、歳入一括で、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。3ページ、4ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳入歳出の質疑を行います。8ページ、9ページを御覧ください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをいたします。

◎議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第8号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、県の河川改修工事の工程変更に伴い、次年度に事業を見送るなどの調整を行ってございます。また、年間の執行見込みに伴う所要の調整を行ったものでございます。

6ページをお開き願います。歳出からご説明をいたします。1款1項1目一般管理費では、総額で450万1,000円の減額、2目施設管理費では総額で330万円の減額補正をしております。これらは、今年度の職員体制に基づく人件費の補正のほか、年間の見込額に伴う補正でございます。同じく6ページの下段から7ページの1款2項1目管渠施設費では、総額で3,099万8,000円の減額補正をしております。これは、県が進めております清水川河川改修工事の工程変更に伴い、関連する仮設排水管布設工事などの見送りによる皆減、あるいは入札執行に伴う減額補正が主な要因でございます。

同じく7ページの下段、2項浄化センター施設費では、12節で実施設計委託料436万円を増額計上してございます。これは、浄化センター最終沈殿池の改修に向けた詳細設計につきまして、施設の調査方法等を見直したことによる増額でございます。

8ページをお開き願います。2款1項公共下水道施設災害復旧費では総額7万2,000円の減額、3款1項公債費では1目元金につきまして2,000円の増額補正を行ってございます。

以上で歳出の説明を終わります。

4ページをお開き願います。次に、歳入でございます。5款1項1目繰越金におきまして、前年度繰越金907万5,000円を増額計上しております。

6款2項1目雑入では、公共下水道管渠施設移設補償費2,479万4,000円を皆減しております。県の河川改修工事による移設補償費を見込んでおりましたが、今年度中の管渠移設が見送りとなったことによる皆減でございます。

最後に、2ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。公共下水道事業から公営企業会計移行事業まで3つの起債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を2,720万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を項ごとに、次に歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を項ごとに、次に歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の審議を行います。6ページをお開きください。1款公共下水道事業費、1項総務管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

2項事業費。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 次、2款災害復旧費、1項公共下水道施設災害復旧費。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

3款公債費、1項公債費。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

歳入に入ります。4ページ、5ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

進みます。

◎議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（三上訓一君） 議案第9号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

の概要について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、県の河川災害復旧事業等の進捗状況に応じ関連する費用を中心に追加減額の予算を計上したほか、水道事業運営に応じた所要の調整を図ったものでございます。

3ページからの予算事項別明細書の収益的収支と資本的収支を支出、収入の順でご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。収益的収支の主な支出についてですが、1款1項1目12節の委託料429万円減額しておりますが、これは水道施設維持管理委託料の契約額確定に伴う減額となります。

次に、2目15節の修繕費555万2,000円計上しておりますが、このうち542万1,000円は貯蔵品である水道メーター器を払出した際に、その対価を費用化するため計上するものであり、この費用は非現金支出となるものでございます。

続いて、5目1節の固定資産除却費1,791万9,000円減額しておりますが、県の河川災害復旧事業及び県道改良事業の進捗状況により、本年度予定しておりました中島地区及び大川地区の排水管布設替え工事を見送ったものでございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。収益的収支の主な収入でございますが、1款2項4目1節の長期前受金戻入で705万9,000円減額しておりますが、これは支出の固定資産除却費の減額に伴い、国庫補助金等を収益化分を減額する内容となります。

続いて、6ページをお開き願います。資本的支出の主な支出についてですが、1款1項1目15節工事請負費で8,738万1,000円を減額しておりますが、これは本年度の県の河川災害復旧事業等の進捗状況に合わせた関連する水道工事費を補正調整しておるものでございます。

次に、5ページにお戻りいただきたいと思います。資本的収支の主な収入についてですが、1款1項1目1節の企業債1,650万円、3項1目1節の他会計負担金98万8,000円、4項1目1節の物件移転補償費6,268万1,000円をそれぞれ減額しておりますが、これは資本的支出の減額に伴う特定財源を減額するものでございます。

次に、1ページにお戻りいただきたいと思います。収益的収入で総額が3億8,280万4,000円に対し、支出総額が4億9,671万円となり、収益的事業は1億1,390万6,000円の赤字予算となるものでございます。

続いて、2ページをお開き願います。資本的収入で総額が3億278万1,000円に対し、支出総額が3億7,242万8,000円と資本的事業は6,964万7,000円の赤字予算となるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。ただいま説明しました赤字予算計上に伴う不足額につきましては、水道事業特別会計財政調整基金等をもって実際に不足する金額を補填する計画としております。この見込額としては、本水道事業予定キャッシュフロー計算書後段の資金減少額5,805万7,000円を見込んでおり、令和2年度末の資金残高としては2億9,201万7,000円を想定しております。

続いて、9ページを御覧いただきたいと思います。本表は、令和2年度の期末予定貸借対照表となりますが、表下段のとおり、資産合計及び負債資本合計はそれぞれ47億4,794万7,000円となるもので、資金支出等に伴い令和2年度で9,996万1,000円の資産等が減少する内容となります。

以上、補正予算の概要となります。審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に収益的収入及び支出を一括、次に資本的収入及び支出を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に収益的収入及び支出を一括、次に資本的収入及び支出を一括で審査することに決定しました。

これから収益的収入及び支出の質疑を行います。3ページ、4ページを御覧ください。質疑はありませんか。

13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 県工事の遅れで8,000万円の減額補正というのは、このとおり問題ないのですが、漏水に関して少し議論をしたくて手を挙げました。漏水の相談件数というのは年間どのぐらいあるものでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 約ということになりますが、30件程度相談はあるという内容となります。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 30件もあるわけですね。そうすると、漏水の検知の方法はどのようになっているのでしょうか。

○上下水道課長（三上訓一君） 中島水道室長から。

○委員長（林崎竟次郎君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

使用者の方からの漏水の相談なのですが、個々に水道メーターを見ていただいて、使っていないのにメーターが動くとかというご相談もございますし、水道メーターの検針2か月に1回、各地区あるわけですが、そのメーター検針の検針票の結果を見て、前回検針より多いけれども、どうなのだろうというふうなご相談もあります。さらには、リフォーム等の工事に合わせて水道指定店が水回りを確認した際に、漏水があるようだということで、指定店のほうからのご相談もございます。その他細かいところも多々ありますけれども、主なところとしてはこのような内容となっております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 水道事務所のほうで漏水を感知するということとはできないですか、機械的

に。

○委員長（林崎竟次郎君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

個別に、事前にうちのほうで漏水の有無について確認できるかといえば、検針のデータをもって確認といたしますか、可能性として洗い出しはいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 30件の相談件数がある中で、これまでに悪質だと思われるものはありましたか。

○上下水道課長（三上訓一君） 中島水道室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

これまでに相談、過去にあった案件でございますと、悪質というような内容のものはなかったと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） そうだと思います。そうだという前提で、さらに質問を続けたいと思います。

その漏水を認定できた場合の減額措置は、どのような根拠に基づいて、どのように行っているのかお示してください。

○委員長（林崎竟次郎君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

漏水の事実があった場合に、その漏水の修理がされて、漏水がなくなりましたということで水道指定店から修理証明等を出していただき、水道使用水量認定要綱に基づいて、水量の減免対象となる案件については水量計算を再度計算し直すこととしておりますし、それに該当しない場合は、そのかかった水量をお支払いいただくというふうな手続を進めております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 先ほど悪質なものはないと。私も、遡ってもないと思います。うっかり漏れていたことに気がつかなかったというような状況がほとんどではなかろうかと。それを減額規定は要綱に基づいてということですが、これまで私が聞いた中では2分の1を漏れた水量

から、これまでの平均的実績水量を引いて、その2分の1をこれまでの実績水量に加算したものを請求しているという認識ですが、よろしいでしょうか。

○上下水道課長（三上訓一君） 中島水道室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、そのような形での計算方法となっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） そうすると、岩泉町では使っていない水から金を取っているということになりますが、そういう判断でよろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 先ほど水道の認定要綱に基づいての取り扱いをしておるということで説明したところですが、この中で漏水場所、これはあくまでも容易に確認できる場所は使用者責任ですと。例えば蛇口であったり、給湯器であったり、簡単に言うと目視できる場所は使用者責任で漏水があった場合も全額水道料金の支払いをお願いしておると。今の認定は、逆を言うと漏水認定する場所は容易に確認取れない場所、土の中であったり、建物の壁の中であったりというふうな基準でそれぞれの使用者責任、あとは漏水がある場合は町もそれなりの対応をしているというそれぞれの責任でやっておりますので、漏水があったから全額使っていない水を請求しているということではなくて、管理責任の中で請求をしておるという状況でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館君。

○委員（野館泰喜君） ただいまの説明で、目視できないところは漏水の認定をします。しかし、そこに2分の1という数字は要綱から出てきていると思うのですが、要綱は人間がつくったものであります。そして、その時代につくったものであります。そして、今中居町政になって、まさに住民に寄り添った町政を標榜しておられる状況の中で、果たしてその2分の1が妥当なのかどうかという議論はしたことがありますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

まず、この要綱は平成14年度から対応しております。その時点も県内の各市町村の漏水認定の

状況等を調べまして、岩泉町として必要な対応策を策定しておりますし、その後平成 25 年度に一回見直しをして、それまで漏水量が多い場合、通常の使用料の 5 倍までは請求できる内容を 3 倍に抑えておるといことで、その 1 回の見直しは行っております。今ご質問のあった 2 分の 1 というのも、各市町村の状況を踏まえまして、岩泉町も制定したところではございます。近い調査であれば、平成 30 年度に県内の状況を調べましても、やはりおおむね 2 分の 1 は使用者、あとは水道事業管理者がそれぞれ負担しておるといふうな状況もありますけれども、今のような状況で、また 2 年経過しておる中で、各市町村の状況も調べさせていただきたいとは思いますが、まず岩泉町の現状も県内のある程度の基準の中で進めているものと解しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13 番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 最近とみに国の議論の中で「エビデンス」という言葉が使われます。エビデンスというのは、日本語で訳すと、直訳すれば科学的根拠みたいなものですが、日本語で言うともう曖昧な部分を明確にするために、その言葉がやたら使われているわけです。これを申し上げたいのは、2 分の 1 というのは、周りを見て人が決めるのでしょうか。私は、基本に戻るべきだと思います。使った水から金を取るべきだと思うのです。その議論をぜひともしていただきたい。悪意があった人はいないのです。その中で、どうして 2 分の 1 が何の根拠もなく、周りがそうだからというのはあまりにも短絡的だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 先ほど申し上げましたとおり、岩泉町の要綱制定の場合も、やはり県内の状況を調べて今の状況があるということをご理解いただいていると思います。

また、我々とすればせつかくお金をかけてつくった水を有効に使っていただきたいと。そのためには、仮に漏水が出た場合も早急に直していただいて、他者に迷惑がかけられないような水道運営に進めていきたいという思いでおります。ただ、今言われた 2 分の 1 の議論、岩泉町としてさらに一歩踏み込んだ対策は取れないかというご質問だと思います。そういう中でも、我々とすれば水道事業、ご存じのとおり契約者が少なくなって、そして同様規模の施設を維持していくための収支、これもやはり頭の片隅にはいつも置いておりますので、今のご提言等は貴重なご意見ということで捉えさせていただいて、内部の協議のほうは進めさせていただきたいなと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 13 番、野館君。

○委員（野館泰喜君） 最後にします。

悪意で漏らしている人はいないと。そして基本としては私は中居町長の腹の中は、使った分を払ってくださいというのが中居町政の基本だと私は思っております。したがって、ぜひともそのところの議論を詰めていただきたいと。周りがどうだとかではないのです。岩泉町の水道は使った分を払うのだよと。分かりやすいと思いませんか。そういう議論をぜひ深めて、そこに一歩踏み出していただきたいと思います。そして、その減額分で水道会計に影響することはありません。そのことを肝に銘じて今後の議論を深めていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 収益的収入及び支出を終わります。

次に、資本的収入及び支出、歳入に入ります。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企業債に入ります。議案第9号の第5条を御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで企業債を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（林崎竟次郎君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時29分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和2年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会委員長

林 崎 竟 次 郎
